総務・企画・公室常任委員会　資料10
令和６年（2024年）７月８日（月）
総 合 企 画 部 人 権 施 策 推 進 課

滋賀県パートナーシップ宣誓制度（案）について

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第 68 号）の趣旨にのっとり、①性の多様性に関する県民の理解を深めるとともに、②パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、③生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指して、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の創設に向けた検討を行い、骨子案を作成し、県民政策コメントにより、意見・情報を募集した。

1. 県民政策コメントの結果概要

（1）実 施 期 間　　令和6年3月21日から4月22日まで
（2）意見の件数　　17人　47 件
（3）提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応　　別紙1のとおり

2. 制度概要

（1）制度の名称　　「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」
（2）根 拠 規 定　　「滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）」　別紙2のとおり
（3）宣誓者の要件

一方または双方が性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。）が出生時の性と異なる者である二人

① 成年に達していること。
② 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
③ 宣誓に係るパートナーと近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
④ いずれか一方が滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定していること。

3. 宣誓の方法

対面により次の手順で行う。

① 必要書類の提出　→　② 本人確認　→　③ 宣誓書受領証等の交付

4. 本制度に対応する県のサービス

・県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供する。　別紙3のとおり
・なお、市町や民間事業者等に向けては、法や制度の趣旨について周知を行い、サービスが提供されるよう理解を求める。

5. 県内市町の宣誓制度との関係

現在、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内市町の住民は、県と市町のいずれか、または両方において宣誓を行うことができるものとする。

6. スケジュール

(1)これまでの経過

令和5年10月18日　滋賀県人権施策推進審議会(宣誓制度の状況)
12月15日　総務・企画・公室常任委員会(宣誓制度の状況)
令和6年　2月　5日　滋賀県人権施策推進審議会(骨子案)
3月　8日　総務・企画・公室常任委員会(骨子案)
3月21日　県民政策コメントの実施(骨子案)
～4月22日
6月 17日　人権施策推進審議会(制度案)
7月　8日　総務・企画・公室常任委員会(制度案)

(2)今後の予定

令和6年度中　制度開始予定

＜別紙1＞

滋賀県パートナーシップ宣誓制度(骨子案)に対して提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応について

実施期間:令和6年3月21日(木)から令和6年4月22日(月)まで
意見等の件数:17人から計47件
提出された意見等の内訳

項目	件数
1.制度の趣旨	4
2.制度の概要	3
3.定義	0
4.制度の基本設計	9
5.手続きの方法等	6
6.本制度に対応する行政サービスの提供等	9
7.県内市町の宣誓制度との関係	0
8.制度運用開始時期	1
その他	15
意見・情報　合計	**47**

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
1.制度の趣旨				
1	1	-	「パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え」とありますが、認めないという事例があるのか統計データなどを示してほしいです。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は個人的に馬鹿げた法律と理解しておりますが、一部の意見をまるで多数の意見のような事実に見せかけて既成事実を形成し、そこに多額の税金を投入することは控えていただきたいと思います。今回の骨子の制度を進めていく上での最終目標がどうしていくのかどこを目指しているのかロードマップのようなものを示してください。	LGBT等当事者の中には、例えば周囲からの偏見や差別に苦しんだり、パートナーとの賃貸住宅への入居が難しかったりする等、様々な不安や困難を抱えている方がおられることが令和3年度の人権に関する県民意識調査の結果等からうかがえます。 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下「LGBT理解増進法」という。)」の趣旨を踏まえ、本制度の運用・周知を通じて、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいりたいと考えています。
2	1	-	事実婚のカップルも対象に含めるよう、制度の趣旨に補足してください。 事実婚のカップルも含めて生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指すことが望ましいのではないでしょうか。	本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としています。 現状において、当該当事者に対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にある方に比べても、より限定されていることから、まずは本骨子案の対象者から本制度を実施することが必要であると考えています。
3	1	-	今回の県の素案の趣旨に賛成します。また、未成年の子の氏名も記載でき、子育てにかかわる支援も受けることができるとあり、ぜひとも制度を導入していただきたい。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
4	1	-	病院に勤務しており、病状説明や緊急時の対応、その他、入院生活の支援など、ご家族との連携が必要な場面がたくさんあります。戸籍上同性の方であれば、実際は家族として生活されていても、現在の日本では法律上の家族となれないために、カルテや同意書に関係を記入する際に「友人」「知人」とそのつどあいまいな表現をしているのが現状です。関係性がわかりにくく、病状説明や急変時の代理意思決定など、繊細な内容をどこまでお話してよいのか、とまどう場面が多々あります。患者さんにしても、病気でつらい中、初対面の相手に自分の性的指向から説明するという負担を強いられます。県の認定制度により、医療機関にとっても利便性が期待でき、賛同します。	県が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」により、多くの医療機関においてサービスが提供いただけるよう、本制度の周知を図ってまいります。
2.制度の概要				
5	2	-	1ページ2制度の概要についての第三項目(パートナーシップが解消された場合、宣誓書受領証返還届を一方の宣誓書のみから提出できること)は申請は双方からにすべきと考えます。理由は民法上の婚姻における離婚と同様で当事者間の合意が必要だと考えるからです。	本制度では、パートナーシップの解消時に、民法上の婚姻のように離婚調停の申し立てを行うことができません。このため、パートナーシップを継続することができない状況となった場合に、トラブルを防ぎ、すみやかに関係性の解消ができるよう、一方の宣誓者のみから提出できることとにしています。 一方の宣誓者のみから返還された場合には、他方の宣誓者に受領証の返還を求めます。
6	2	-	子の名前も記載できることは子どもの権利の上でも良いと思います。 私は他府県在住ですが、多文化共生のまちづくりなどの人権施策がすすんでいます。滋賀県といえば大津のいじめの事件を思い出しますが、そこからのいじめ対策など過去の反省から学ぶことは多くあり、国をも動かす大きな力になると思います。パートナーシップ制度も、もしかしたら今後は同性婚が認められる時代になるかもしれませんが、それを見据えながらも、今必要としている人に届く制度が早期に実現することを願っています。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
7	2	-	「〇宣誓書受領証に未成年の子の氏名等も記載可能とする。」→「〇宣誓書受領証に子の氏名等も記載可能とする。」としてください。 (1)「未成年の子」の未成年を削除し、成人した子についても希望するカップルは記入できるようにしてください。 (2)この場合の「子」について、「実子・養子・里子」をカバーしてください。 (3)「親など近親者の氏名」も希望者は併記できるよう、同居の親族も対象に加えてください。	(1)受領証に未成年の子の氏名を記載可能としたのは、一方の当事者に未成年の子がいる場合、園への送迎や病院での付き添いなどの場面において、子との関係性の説明がスムーズに行えるようになる等、子育てに関する困りごとの軽減につなげるためです。 このため、成人した子の氏名については記載の対象外とします。 ただし、受領証に記載した子が成年に達した場合、子の氏名の記載の削除は不要とします。 (2)本制度の趣旨から、実子または養子を記載の対象とします。里子は、里親制度において対応できるため、記載の対象外とします。 (3)子以外の家族については、本人がそれぞれ関係性を説明できると考えているため、記載の対象外とします。
4.制度の基本設計				
(2)制度の法的な効力				
8	4	(2)	意味のない政策だと思います。「法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。」との記載があります。したがって、宣誓書を付与することのメリットが見えないかと思います。	本制度は法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、まずは制度を導入し周知を行うことで、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深め、偏見や差別の解消につなげることができます。また、宣誓書の受領により、当事者の心理的な充足や、行政サービス等が利用できるなど、法律婚ほどではありませんが、当事者にはメリットがあると考えています。
9	4	(2)	先月、札幌地裁で同性婚を認めないのは、違憲と判断が下されたからには、設けるパートナーシップ宣誓制度はできるだけ可能な限り婚姻に近いものにすることを希望します。	本制度は滋賀県が定める制度であり、婚姻により生じる法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。 「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
(3)利用対象者				
10	4	(3)	関係性がわかりにくいのは同性のパートナーだけでなく、夫婦同姓の理由等で事実婚となっている方がいます。このような事実婚の方に対してもパートナーシップ制度の対象になれば良いと思います。	本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としています。 現状において、当該当事者に対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にある方に比べても、より限定されていることから、まずは本骨子案の対象者から本制度を実施することが必要であると考えています。
11	4	(3)	今回はあくまでも性的マイノリティのためのものですが、できれば事実婚(異性同士)のパートナーも認めてほしいです。結婚の形は必ずしも婚姻届を出したカップルだけではありません。選択的夫婦別氏制度すらなかなか進まない世の中ですので、ぜひご検討ください。	
12	4	(3)	「一方又は双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、」という限定を削除し、双方が性的マイノリティでない二者も対象に含めるよう要望します。	本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としており、双方が「性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者」でない二者は、本制度の対象とはしません。
(4)宣誓の要件等				
13	4	(4)	宣誓の要件として「②配偶者がないこと」とされていますが、現在婚姻関係にあるカップルのどちらかが性別移行を希望しており、双方が婚姻関係を解消することを望まない場合にも適用される事によって、外見の性別による偏見をパートナーシップ証明によって否定できる方向に向かうと考えます。	本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としており、婚姻の届出をしている者は対象とはしません。
14	4	(4)	現に婚姻関係にあるカップルのパートナーシップ制度利用については、相互に婚姻関係にあることを証明する書類を提出する方法が考えられます。	
15	4	(4)	宣誓の要件として「②配偶者がないこと」とされていますが、「ただし、届出しようとする相手方と海外においてのみ婚姻している場合を除く」という点を補足してください。	宣誓に係る相手方と海外において婚姻している場合は、本制度の対象とします。
16	4	(4)	宣誓の要件に滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定していることとあるが、広く人権を尊重する社会を実現したいのであれば特段県内に限定する必要もないかと思います。そうなると障害者手帳やマイナンバーカード等の現在ある証明方法を活用することが効率的だと思います。	本制度は滋賀県が定める制度であるため、対象者はいずれか一方が滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定している者とします。

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
5.手続きの方法等				
17	5	(1)	手続きは県内市町に周知し、居住しようとする市町でも手続きができるようにすべきと考えます。	本制度は、滋賀県が定める制度であり、個人情報を取り扱うため、手続きは県において行うこととしています。 なお、お住まいの市町が本制度を実施している場合、県と市町のいずれか、または両方において宣誓ができるよう調整します。
18	5	(2)	アウティングなどの心配もつきない世の中なので、申請や相談などの時に身バレしないということも視野に入れて欲しいと思います。	申請等の際には事前調整を行い、希望に応じてプライバシーに配慮いたします。
19	5	(4)	(1)再交付の場合の証明年月日について 住宅ローン(ペアローンなど)の利用審査等で、パートナーである期間の証明を求められる可能性もあるので、「受領証」等の再発行の場合にも、最初の届出年月日を記載してください。 (2)受領証記載事項の変更手続きについて 宣誓後の改姓名(通名を含む)による修正、子の出生や養子縁組等による追加記載、子の独立による記載削除などにも対応するよう、記載事項の変更申請についても手続きを定め、明記してください。	(1)受領証等の最初の交付年月日は、再発行時にも記載します。 (2)変更手続きについては、要綱に定めます。
20	5	(5)	ア①(パートナーシップが解消されたとき)については双方からの解消届の提出が必要ではないでしょうか。	本制度では、パートナーシップの解消時に、民法上の婚姻のように離婚調停の申し立てを行うことができません。このため、パートナーシップを継続することができない状況となった場合に、トラブルを防ぎ、すみやかに関係性の解消ができるよう、一方の宣誓者のみから提出できることとしています。 一方の宣誓者のみから返還された場合には、他方の宣誓者に受領証の返還を求めます。
21	5	(5)	未成年の子の扶養については生計を一つにすることを考えれば、解消後にどちらが扶養するかについての確認が必要かと考えます。	本制度は、子の扶養義務に影響を及ぼすものではありません。
22	5	(5)	パートナーの死亡に伴う生命保険金給付申請など、パートナーの死後もパートナー関係であったことの証明書が必要となる場合もあります。また死別したパートナーとの思い出の品として保存したい場合もあるでしょう。そうしたケースにも対応できるよう、希望者には提出後に無効の穴あけ扱いをした上で、返却してください。上のようなケースへの対応も含め、県はそれぞれのパートナーシップが死亡や解消等で無効となったのちも、関係書類・情報を戸籍の除籍簿に準じて長期間(少なくとも 50 年以上)保存してください。	希望者には、返還いただいた受領証を無効の処理をした上で返却するよう運用します。 また、本制度に関する関係書類・情報は、県の規定に基づいて保存いたします。
6.本制度に対応する行政サービスの提供等				
23	6	行政	具体的な行政サービスの内容はこれからになるようですが、当事者の実態や要求を十分にくみ取った内容にしていただきたい。	県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。 今後も県民のみなさまのご意見を伺いながら、制度の運用に努めてまいります。
24	6	行政	制度を導入しようとしている事をたいへん歓迎します。行政サービスが、具体的な要求や当事者の声を十分反映したものとなるよう求めます。	
25	6	行政	この骨子案からは具体的なサービスがあるのかがわからないのですが市のサービスとの兼ね合いにおいてもぜひ連携してもらいたいです。 パートナーシップ宣誓制度を実施していない市町が県内では多数であるのが現状です。これらの市町へもこの制度の意義を伝えるとともに、制度の実施にむけて支援の役割を担うなど、滋賀県が性の多様性をすすめていて住みやすい自治体であるとアピールできるような体制をぜひつくってもらいたいと切に願います。	県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
26	6	行政	・医療 県内の大学病院(滋賀医大)等にも協力要請し、対象に明記すると重病等の際にも安心です。 ・市町との連携によるサービス 県内市町と連携し、次の点についても、可能な市町から支援施策として推進してください。 (a)公営霊園の利用申し込み (b)住民票の続柄の「縁故者」記載について パートナーシップ申請届出者のうち希望者は、住民票の続柄を「縁故者」にできるようにしてください。	市町や民間事業者等に対しては、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。
27	6	行政	・里親認定登録 里親の認定登録にも活用できることも明記すると社会的養護の推進にもつながり望ましいのではないでしょうか(東京都等に事例あり) ・県職員 県職員(警察官や教員も含む)への施策として、(1)慶弔休暇、扶養手当、育児休業、(2)配偶者同行休業の適用、等も含め(必要なら規程改正等の上で)明記すると、外郭団体や民間の取組を促すことにもなり、望ましいです。 ・「利用可能なサービス」の詳細情報公開と募集について 県のサイトで、制度の内容や手続きとともに、「利用可能なサービス」の詳細情報掲載と募集があるとありがたいです。	県が所管する制度について、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。
28	6	民間	県内の民間企業者にも必ず周知と対応をするように求めます。対応ができているか確認する仕組みも作っていただけるとより良いと思います。	市町や民間事業者等に対しては、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが市町や民間事業者等からも提供されるよう、理解と協力を求めてまいります。
29	6	民間	パートナーシップ宣誓制度の導入を心から歓迎します。ぜひ、民間の取り組みなどとも連携をして、制度の中身を充実させて頂きたいです。 とくに、居住の関係では同性同士では賃貸でも購入でもハードルが色々とあり、そこの解消が少しでもできたら有り難いです。実際に私自身も同性のパートナーと家を探した時には『ルームシェアは大家さんに嫌がられるケースが多い。男女のカップルで同棲という状況であれば、普通に見つけて借りることが出来るが』と言われたことがあります。そもそも、ルームシェアという形でしか、借りられない状況にも困っています。導入されるであろうパートナーシップ宣誓制度では、法的拘束力は無いですが、ぜひLGBTQ当事者や家族が少しでも住みやすい滋賀県になることを願っています。	
30	6	-	一当事者として今回の滋賀県の動きを喜ばしく感じています。制度ができたことで私たちの暮らしがどのように変わるのか、実利的な部分にも部署横断的に取り組んでいただけると嬉しいです。 もちろん制度があること自体にも意味があって「私たちを無いものにしない。そういう場所に自分は住んでいる」と感じられることが、希望の光になったりもすると思います。 この制度を作ったままにせず、また一部の人たちだけに関係するものとせず、当事者に限らず広く周知をして関心を持ってもらえるものにしていけるかも今後大切になってくると思います。そのためにどんな取り組みができるのかを、ぜひ一緒に考えていきたいです。 まとまりのない文章になってしまいましたが、今回の動きに尽力いただいてる県のみなさまには心から感謝しています。引き続きよろしくお願いします。	県が所管する制度について、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが市町や民間事業者等からも提供されるよう、理解と協力を求めてまいります。 今後も県民のみなさまのご意見を伺いながら、制度の運用に努めてまいります。
31	6	-	骨子案に記載されているジェンダーアイデンティの定義および「県は、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求める。」とあるが、様々な業種において到底理解することはないと思います。他の多くの方の人権を無視することになりかねません。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民のみなさんの理解が深まるよう努めるとともに、民間事業者等にも理解を求めてまいります。
8.制度運用開始時期				
32	8	-	この制度創設を長年待ちわびているカップルや高齢カップルのためにも、そのスケジュールに沿ってすみやかな創設を望みます。	本制度の導入について、計画的に進めてまいります。

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
その他				
33	-	-	行政機関全体として、中央集権体制により政策を立案し、その実施手法は地方自治として行うため、各自治体がバラバラに動いてしまい全体的に無駄が多いと思います。(基本的に反対の意見ですが)実施するなら一度全国の自治体でどのように進めていくかしっかり意思疎通を図って行って欲しいです。政権与党内でも賛成よりも反対意見が多かった議題です。到底さまざま問題が発生することが懸念される大きな事柄です。きわめて慎重に進めていただきたいと思います。現在の憲法が定めている内容では足りないのでしょうか？なぜこのような多くの県民にメリットが特にない政策を進めるのでしょうか？他にもっとやるべきことがあるのではないでしょうか？多様性ということを進めるのであればLGBT法やその趣旨に従わないことも多様性です。矛盾が多くはらんでおります。重ねて申し上げますが、極めて慎重に議論を重ね判断して頂きたいと思います。多様な意見を集めるためにも、HPで隠れて意見を集めるのではなく、滋賀割り等の愚策で使用したLINE等を使用してもっと広く意見が集まるようにしていただけませんでしょうか？	本制度の構築にあたっては、同様の制度を導入している地方公共団体の事例等を参考にしました。 本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としています。 本制度はすでに多くの地方公共団体で導入されておりますが、各地方公共団体が独自で実施しているものであり、今後、必要に応じて連携を図ってまいりたいと考えております。 なお、ご意見のとおり、様々なご意見や考え方があることは承知しており、慎重に進める必要があると考え、県民政策コメント等により広くご意見をいただいたところです。 また、県民政策コメントの実施については、県ホームページやしらしが(メール、LINE)等により広く周知を行ったところです。
34	-	-	まず滋賀県にもパートナーシップ制度を作ろうという動きが起こったことを喜びを持って歓迎します。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
35	-	-	パートナーシップ宣誓制度につきまして、是非とも一日でも早い実現を願っております。 私は同性のパートナーと6年一緒に過ごしている当事者です。滋賀に6年前越してきて一緒に住む事へのハードルの高さを身に染みて感じました。 賃貸を探した時に沢山のお部屋候補を出して頂きましたが、同性と共に住むとお伝えすると候補は数少なくなりました。 人生の節目の年に愛する人と法的な効力は無くてもいいので、家族になりたいです。 様々なご意見や問題点があるかとは思いますが、強く願い続ける県民が居るということを知って頂けると幸いです。	
36	-	-	大賛成です。 誰もが生きやすい社会の実現を滋賀県も率先して実行してほしいです。	
37	-	-	滋賀県パートナーシップ宣誓制度に賛成の立場で意見を表明します。成人が誰と暮らすか、生活をともにしていくかを選択することは個人の自由として当然あるべきことですが、法や制度がおいついていないために、異性パートナー関係以外を認めていないのは不合理です。そういった中、県が施策として、生活上の不便の軽減に努めようとすることは、多様性を掲げる県の姿勢と合致するところだと歓迎します。 残念ながら国レベルの法律がまだ変わっていない中ではありますが、県がこの制度を持つことは当事者への精神的な支援にもつながります。	
38	-	-	滋賀県パートナーシップ宣誓制度に賛成です。是非良い内容にしてください。期待してます。誰もが生きやすい社会にしてほしいです	
39	-	-	まず、パートナーシップ宣誓制度の導入について、大変意義があることだと考えます。この制度を導入することで同性カップルなどが抱えている生きづらさを少しでも解消できると思います。大いに賛成です。	
40	-	-	他県に住む、LGBTQ当事者です。 今回、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度(骨子案)」についての情報を知り、メールを送らせていただきました。制度に賛成致します。制度を成立させていただきたく思い、メールを送らせていただきました。よろしくお願い致します。	

No.	案への御意見			県の考え方
	項目		御意見等(要約)	
41	-	-	性の多様性の存在が少しづつ理解されるようになってきています。 しかし、私には想像を超える、当事者にとって生きづらい問題がいっぱいあると思います。できることからひとつでも生きやすい社会になるための施策が望まれ、今回の制度が導入されることは、その実現への一歩となります。また、まだ都道府県レベルでは導入が少ないなかで滋賀県がいち早く導入しようとされることは、県民へはもちろん、全国の方にも同性婚への理解を深めていくことになると評価します。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
42	-	-	パートナーシップ宣誓制度の創設に賛成いたします。LGBT等の当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげられるよう、制度を運用していただくことを期待します。また、制度について広く周知していただき、県民の理解増進にもつなげてもらいたいと思います。	
43	-	-	滋賀県全域でパートナーシップ宣誓制度をすすめていくことに賛同いたします。 都市間連携もすすめていくという新聞記事も以前に見た気がするのですが、ぜひ大阪、京都、兵庫、そして奈良県ともすすめていけたらと思います。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。 また、他自治体との連携についても、今後進めてまいります。
44	対象外		国に対して同性婚を認めるよう働きかけを県としてもして欲しいです。	法律による婚姻制度については、国民の様々な意見を踏まえて、国において議論、検討されるものと考えております。
45			まだ同性婚が法的に認められていないことから、パートナーシップ制度には限界があります。これを機に国に対して同性婚を法的に認めるよう改正を求めてほしいと思います。	
46			同時に国にも同性婚を認めるように働きかけるを望みます。	
47			すべての人の人権が尊重されるよう、県としてもこの制度導入を機に、法的改正を国に対して求めてください。	

＜別紙２＞

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ　当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。

(2) 宣誓　二者が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

（宣誓の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 成年に達していること。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、宣誓に係る相手方（以下「パートナー」という。）以外の者とパートナーシップにないこと。

(3) パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。以下同じ。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でないこと。

(4) 本人またはパートナーが、県内に住所を有する者または３か月以内に県内に転入をすることを予定している者であること。

（宣誓の方法）

第４条　宣誓は、パートナーシップにある二者が職員の面前でパートナーシップ宣誓書（別記様式第１号。以下「宣誓書」という。）に必要な事項を自ら記入し、当該宣誓書に次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行うものとする。ただし、自ら記入することができない者は、他の者に代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 独身証明書または戸籍抄本（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）
(3) その他知事が必要と認める書類

2　知事は、宣誓をしようとする者（代筆者を含む。）が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
(1) 個人番号カード
(2) 旅券
(3) 運転免許証
(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
(5) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

3　宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

（通称の記入）

第５条　宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している通称を宣誓書に記入することを希望し、知事が適当と認める場合は、氏名に併せて通称を宣誓書に記入することができる。この場合において、知事は、社員証、郵便物その他の当該通称が社会生活上日常的に使用されていることを確認することができる書類の提示を求めるものとする。

（子の氏名の記入）

第６条　宣誓をしようとする者は、一方または双方と生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）の氏名について次条第１項に規定する受領証への記載を希望する場合は、住民票の写し、戸籍抄本その他の当該子との関係を確認することができる書類を知事に提出することにより、当該子の氏名を宣誓書に記入することができる。

（パートナーシップ宣誓書受領証等の交付）

第７条　知事は、宣誓をした者が、第３条各号の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第２号。以下「受領証」という。）および宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。ただし、当該宣誓をした者が同条第４号に規定する県内に転入をすることを予定している者（そのパートナーが県外に住所を有する者である者に限る。以下「転入予定者」という。）である場合にあっては、転入予定者受付票（別記様式第３号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

2　知事は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者が、知事が別に定める日までに、住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の宣誓書を提出した日から 3 か月以

内に県内に転入をしたことを証する書類を知事に提出したときは、受付票と引き換えに、受領証等を当該者に交付するものとする。

（宣誓書記載事項の変更の届出）

第８条　前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、住所、氏名その他宣誓書の記載事項に変更があった場合（第 11 条第１項各号のいずれかに該当する場合、子が成年になった場合ならびに代筆者の氏名および住所に変更があった場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（別記様式第４号。以下「変更届」という。）に受領証および次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあっては、戸籍抄本（当該改姓または改名後のものであって、変更届の提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を当該届出をした者に交付するものとする。

３　第４条第２項および第３項の規定は、第１項の規定による届出をする者について準用する。

（受領証等の再交付）

第９条　宣誓者は、受領証等の亡失、滅失、汚損または破損により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第５号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の汚損または破損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添付して提出しなければならない。

２　第４条第２項および第３項の規定は、前項の規定による再交付を受けようとする者について準用する。

（無効となる宣誓）

第 10 条　次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓者が受領証を不正に利用したとき。

２　知事は、前項の規定により無効となった宣誓に係る受領証の番号を公表することができる。

３　知事は、第 1 項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

（受領証等の返還）

第 11 条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記様式第 6 号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、第 3 条各号の要件を満たさなくなったとき。

2　前項の規定による届出は、宣誓者のいずれか一方のみの意思により行うことができる。この場合において、知事は、他方の宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

3　第 1 項の規定による届出があったときは、当該受領証等は、その効力を失う。

4　知事は、第 1 項の規定による届出があったときは、当該受領証の番号を公表することができる。

5　第 4 条第 2 項および第 3 項の規定は、第 1 項の規定による届出をする者について準用する。

（個人情報の管理）

第 12 条　知事は、この要綱に基づく事務を行う際に取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正に管理するものとする。

（委任）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、総合企画部人権施策推進課長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2　知事は、この要綱の施行後 3 年を目途として、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する状況等を勘案し、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別　記

様式第１号（第４条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県知事

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第４条第１項の規定に基づき、パートナーシップ（当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係）にあることを宣誓します。

	（宣誓をする者）	（宣誓をする者）
フリガナ 氏名		
（上の欄に通称を記入した場合） フリガナ 戸籍上の氏名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所		
子の氏名 （生年月日）	（　　年　　月　　日）	（　　年　　月　　日）
子の氏名 （生年月日）	（　　年　　月　　日）	（　　年　　月　　日）

	（代筆者）	（代筆者）
フリガナ 氏名		
住所		

【県記入欄】

受領証交付日	年　　月　　日
受領証番号	

受付印

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

（裏）

パートナーシップの宣誓に当たっての確認

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、下記の確認事項欄の記載内容が事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、県が表面に記載されている住所の所在する市町等に確認することに同意します。宣誓の有無等について、受領証の提示先から県に確認が求められた際は、県が回答することに同意します。

記

	（宣誓をする者）	（宣誓をする者）
フリガナ 氏名（戸籍上の氏名）		
電話番号		
【確認事項】宣誓の要件（第３条）（該当する□内に✓印を記入してください。）		
第１号（年齢要件）	□成年に達している。	□成年に達している。
第２号（独身要件）	□配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、パートナー以外の者とパートナーシップにない。	□配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなくパートナー以外の者とパートナーシップにない。
第３号（近親者でない）	□パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でない。	□パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でない。
第４号（居住要件）	□県内在住　□県内在住予定 □県外在住	□県内在住　□県内在住予定 □県外在住

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	

様式第２号（第７条関係）

（表）

第　　号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】
氏名

（　　年　月　日生）

【パートナー】
氏名

（　　年　月　日生）

年　　月　　日
滋賀県知事　　○○　○○　　印

滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

（裏１）子の氏名を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】子の氏名等（記載の希望がある場合）

子の氏名　　（　　年　　月　　日生）
子の氏名　　（　　年　　月　　日生）
子の氏名　　（　　年　　月　　日生）
子の氏名　　（　　年　　月　　日生）

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課　電話：077-528-3533）

（裏２）子の氏名を記載しない場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課　電話：077-528-3533）

注　寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

様式第３号（第７条関係）

転入予定者受付票

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書の提出を受けました。

提出年月日	年　　月　　日
提出者氏名	氏名 氏名

注１　本票に県内に転入をしたことを証する住民票の写し等を添えて、下記の提出期限までに提出してください。

２　提出期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

記

提出期限：　　年　　月　　日

受付印

担当所属名

連絡先電話番号

様式第４号（第８条関係）

パートナーシップ宣誓書記載事項変更届

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

届出者　住所
氏名
住所
氏名

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第８条の規定に基づき、宣誓書の記載事項の変更を届け出ます。

	（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏名	（変更前） （変更後）	（変更前） （変更後）
（上の欄に通称を記入した場合） フリガナ 戸籍上の氏名	（変更前） （変更後）	（変更前） （変更後）
住所	（変更前） （変更後）	（変更前） （変更後）
その他の事項	（変更前） （変更後）	（変更前） （変更後）
変更理由（該当する□内に✓印を記入してください。）	□改姓・改名　□転居 □その他（　　）	□改姓・改名　□転居 □その他（　　）
受領証の交付日および交付番号	年　　月　　日（第　　号）	

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	

変更受領証交付日	年　　月　　日

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第５号（第９条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第９条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

	（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏名		
住所		
受領証の交付日および交付番号	年　　月　　日（第　　号）	

再交付申請の内容（該当する□内に✓印を記入してください。）	
再交付書類	再交付理由
□受領証（カード型） （氏名：　　）	□亡失　□滅失　□汚損　□破損
□受領証（カード型） （氏名：　　）	□亡失　□滅失　□汚損　□破損
□宣誓書の写し（Ａ４判）	□亡失　□滅失　□汚損　□破損

※　汚損または破損により受領証等の再交付を申請する場合は、当該受領証等を添えて提出してください。

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	

受領証再交付日	年　　月　　日

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第６号（第 11 条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

届出者　住所
氏名
住所
氏名

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 11 条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還について届け出ます。

	（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏名		
住所		
受領証の交付日および交付番号	年　　月　　日（第　　号）	

返還届の内容（該当する□内に✓印を記入してください。）	
返還の内容	□受領証等を全て返還します。 □受領証等の一部を返還します。（理由：　　） □受領証等の全てを返還できません。（理由：　　）
返還の理由	□パートナーシップが解消された。 □宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなった。 □宣誓者の一方が死亡した。 □第３条各号の宣誓の要件に該当しなくなった。
返還の意思	□双方の意思により返還します。 □一方の意思により返還します。※

※　一方のみの意思により届け出ることができます。

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（　　）	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

＜別紙３＞

県の行政サービス等一覧（予定）

1 パートナーシップ宣誓書受領証の提示等を必要とするもの

項目	内容	担当所属
県営住宅への入居	宣誓書受領証により、世帯として入居できる（収入など他の要件あり）	住宅課
モーターボート競走にかかる入場の拒否および投票の停止の申請	舟券の購入により日常生活または社会生活に支障が生じている疑いのある者と同居している方は、会場への入場の拒否および投票の停止を申請することができる	びわこボートレース局

2 パートナーシップ宣誓書受領証の提示等が必要でないもの（宣誓の有無にかかわらず利用可能なもの）

項目	内容	担当所属
養育里親の認定登録	研修終了等の認定要件を満たした場合に、二人で養育里親になることができる	子ども家庭支援課
風しん抗体検査	妊娠を希望する本人のほか、風しんの抗体価が低い妊婦と同居している方は、風しん抗体検査を受けることができる	健康危機管理課
身体障害者等に対する自動車税の減免	身体障害者等のために運転する場合、生計が同一であること（同居等）が確認できれば、減免対象となる （障害区分など他の要件あり）	税政課
県立総合病院での手術同意、面会	親族に限定していない	県立総合病院
県立小児保健医療センターでの面会	親族に限定していない	県立小児保健医療センター
県立精神医療センターでの面会	親族に限定していない	県立精神医療センター

3 その他

県職員を対象とした手当・休暇・福利厚生制度についても検討を進める。

参考

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」骨子案について

1. 制度の趣旨

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第 68 号）の趣旨にのっとり、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

2. 制度の概要

二人がパートナーシップを宣誓したことについて、県が証明し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度。

本県の制度のポイント

○宣誓書受領証に未成年の子の氏名等も記載可能とする。

➡子育てに係る支援

○宣誓書受領証に番号を付与し、宣誓書受領証が返還された場合、知事はその番号を公表することができる。

➡不正利用の防止

○パートナーシップが解消された場合、宣誓書受領証返還届を一方の宣誓者のみから提出できることとする。

➡パートナーシップ解消に係るトラブルの防止

3. 定義

(1)パートナーシップ

一方または双方が、性的指向（※1）が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティ（※2）が出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二人の関係をいう。

※1　恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

※2　自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。

(2)宣誓

知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

4. 制度の基本設計

(1)制度の名称　　「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」

(2)制度の法的な効力

・法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。

・宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはない。

(3)利用対象者

一方または双方が性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。)が出生時の性と異なる者である二人

(4)宣誓の要件等

ア 宣誓の要件

① 成年に達していること。

② 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

③ 宣誓に係るパートナーと近親者(直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

④ いずれか一方が滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定していること。

イ 提出書類

① パートナーシップ宣誓書

② 住民票の写し等

③ 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本等)

5. 手続きの方法等

(1)手続きの窓口　　滋賀県総合企画部人権施策推進課

(2)手続きの流れ

①【事前調整】・電子申請(しがネット受付サービス)、メールまたは電話により県に来庁予約
・来庁時の対応について調整(プライバシーへの配慮等)

②【 来 庁 】

書　類　の 提　出	・宣誓書に記入 ・持参した書類(4.(4)イ)の提出を受け、内容を確認
本　人　確　認	・本人確認書類※の提示を受け、確認 ※ 個人番号カード、旅券、運転免許証等 (氏名、住所、生年月日が確認できるもの)
宣誓書受領書等の交付	・即日交付

(3)宣誓書受領証(携帯用カード)の交付

ア 証明の内容

・「パートナーシップ宣誓書を受領したこと」を証明する宣誓書受領証を交付する。

イ 宣誓書受領証の形式

・携帯用カード2枚(宣誓者に1枚ずつ交付)

ウ 宣誓書受領証の付記事項

・宣誓書受領証の交付ごとに番号を付与する。

・生計を一にする未成年の子の氏名等を記載することができる。

・日常的に通称名を使用している場合は、携帯用カードの表面に通称名を記載することができる。その場合戸籍上の氏名を裏面に記載する。

・本人が病気やけがで緊急の場合を想定し、パートナーの氏名と緊急連絡先を自署する欄を設ける。
（自由記載）

エ　宣誓書受領証の有効期限

・なし

(4)宣誓書受領証の再交付

紛失、棄損、汚損等により、宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、再交付申請書の提出に自ら記載し、当該書類を知事に提出しなければならない。

(5)宣誓書受領証の返還

以下の返還事由に該当する場合は、宣誓書受領証の返還を求める。

なお、知事は返還事由に該当した宣誓書受領証の番号を公表することができる。

ア　失効する場合

① パートナーシップが解消されたとき。

※一方のみから返還された場合には、知事は他方の宣誓者に宣誓書受領証の返還を求める。

② 双方が県内に住所を有しなくなったとき。

③ 宣誓者の一方が死亡したとき。

④ 上記の他、宣誓の要件(4.(4)ア)に該当しなくなったとき。

イ　無効とする場合

① 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

② 受領証を不正に利用したとき。

6. 本制度に対応する行政サービスの提供等

県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時に合わせて周知する。

また、県は、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求める。

7. 県内市町の宣誓制度との関係

パートナーシップ宣誓制度を実施している県内市町の住民は、県と市町のいずれか、または両方において宣誓を行うことができる。

8. 制度運用開始時期

令和6年度中を予定

（参考）受領証イメージ　サイズ：縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートル

（表）

第　　号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】　　【パートナー】

氏名　　氏名

（　　年　月　日生）　　（　　年　月　日生）

年　　月　　日

滋賀県知事　　○○　○○　　印

（裏１）子の氏名等を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】生計を一にする子の氏名等

子の氏名　　子の氏名

（　　年　　月　　日生）　　（　　年　　月　　日生）

子の氏名　　子の氏名

（　　年　　月　　日生）　　（　　年　　月　　日生）

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）、緊急連絡先等（自由記載）

発行：滋賀県総合企画部人権施策推進課　　電話：077-528-3533

（裏２）子の氏名等を記載しない場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）、緊急連絡先等（自由記載）

発行：滋賀県総合企画部人権施策推進課　　電話：077-528-3533